

「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

平成15年5月
国土交通省自動車交通局

【実施期間】

平成15年度1年間

なお、平成15年6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を不正改造車排除強化月間とする。

ただし、強化月間以外であっても、PR等の運動は継続して実施するものとする。

【重点実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) 窓ガラスへの着色フィルム等の貼付による視認性、被視認性の低下
- (2) クリアレンズ等不適切な灯火器の取付け
- (3) マフラーの交換等による騒音の増大
- (4) 燃料ポンプの封印の取り外し等によるディーゼル黒煙の悪化

2. 重点実施方法

(1) 道路運送車両法改正の周知

法律が改正され、整備命令制度が強化されたことを一般ユーザーに周知する。

(2) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置

地方運輸局及び運輸支局に「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」を設置する等により、不正改造車に関する自動車ユーザーからの相談に応じるとともに、自動車ユーザー、関係事業者等から情報収集を行い、必要に応じて不正改造施工者に対する立入検査を行う。

(3) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。なお、その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

(4) 自動車ユーザーに対し警告書を送付

「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む）の自動車ユーザーに対し警告書を送付するとともに、報告を求める。

(5) 整備事業者等による適正改造の推進

自動車ユーザー等に対して不正改造の事例紹介及び適切な取付方法等の周知を図るとともに、整備事業者等においても適正な改造の施工体制を整える。